クリーンセンター連絡協議会会長 様

浅川清流環境組合 管理者 大坪 冬彦 (公印省略)

浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について

日頃より、浅川清流環境組合のごみ処理行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、可燃ごみ処理施設において、1号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、一時的に当組合の定める公害防止基準値($50\,\mu$ g/m 3 N)を超える事態が発生しましたのでお知らせいたします。

今回、短時間で正常な数値に復帰したため、当組合の定める停止の基準*1には至らず、また、適切な操作により事態が収束していますが、再発防止に向けて、日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を要請してまいりますのでご理解の程、よろしくお願いいたします。

なお、今回の経緯については下記のとおりです。

記

1. 発生経過及び対応

令和2年6月16日(火)23時37分煙突入口水銀濃度上昇

6月16日(火)23時38分 水銀除去のため、活性炭の増量操作

6月17日(水) 0時00分 煙突入口水銀濃度146 μg/m³N (一時間平均値) **2

6月17日(水) 1時00分 煙突入口水銀濃度88 μg/m³N(一時間平均値) **2

6月17日(水) 2時00分 煙突入口水銀濃度 23 μg/m³N(一時間平均値)

6月17日(水)11時00分 煙突入口水銀濃度 1 μg/m³N(一時間平均値)

6月18日(木) 0時00分 煙突入口水銀濃度 1 μg/m³N(一時間平均値)

(煙突入口水銀濃度の詳細は、別表 煙突入口水銀濃度の推移(1時間平均値)参照。)

2. 原因

可燃ごみ中への水銀混入。

3. 周辺の生活環境の被害の状況

煙突入口水銀濃度は当組合の定める停止の基準**1には至っていないため、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

4. 不適正ごみの搬入防止

不適正ごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を要請してまいります。

※1 運転停止・再開方針のことをいいます。

【抜粋】自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値(1時間平均値)が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

リンク先 https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7, 1558, c, html/1558/20190508-171325.pdf

※2 一時的に当組合の定める公害防止基準値を超えた2時間において、水銀体温計約7本分の水銀が大気中に放出されたものと推測されます。